

高鍋学校の研究

関, 儀久
太宰府市立学業院中学校(日本教育史)

<https://doi.org/10.15017/1905538>

出版情報 : 教育基礎学研究. 8, pp.17-38, 2011-03-31. Faculty of Human-Environment Studies,
Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

高鍋学校の研究

関 儀 久

問題の所在

高鍋学校は、明治12年9月に旧高鍋藩校明倫堂跡地において発足した。そして、明治15年9月には中学校を名乗り、高鍋中学校となった。しかし、当時は中学校という概念がなお混沌とし、中学校を名乗りさえすれば、それで中学校になりえた時期である。そうした中学校のあり方が問題とされ、明治15年の中学校教則大綱や明治17年の中学校通則に代表される文部省の中学校正格化が行われるのであるが、中学校という概念が混沌とするなかで、高鍋学校が中学校を名乗る背景にあったこの地方の教育要求は何であったのだろうか。

『宮崎県史 通史編 近・現代1』・『高鍋町史』では、高鍋中学校もまた明治17年6月には正格の中学校の基準を充たすことができずに中学校の名称を返上したこと、しかし、その後も学校自体は存続を保ち、明治36年3月に高鍋農業学校に再編されるまで、この学校は高鍋一帯の初等教育後の教育を担い続けたことが明らかにされている¹。藩校の系譜を引く高鍋中学校（高鍋学校）の教育は、結果として、近代中学校教育のなかに反映されるものではなかったが、正系の学校体系が整備された後までも、この地方においては大きな役割を担ったことがわかる。

藩校と近代中学校の連続性をめぐる議論のなかで、神辺靖光は実際の連続性よりも意識上の連続性が強かったことを指摘し²、新谷恭明はそうした意識上の連続性、旧藩校に対する士族層の思い入れが、近代中学校を作り上げていく原動力となったことを豊津育徳館や宮本洋学校の事例を通じて検証した³。これに対し、高鍋学校の場合は、旧藩の政治的力量に関係して、文部省の画一的な教育政策に相对し、近代中学校への転換を断念させられた学校である。しかし、旧藩校の存続を模索する過程において、近代中学校になることができなかつたという挫折は、それまで以上に学校の再組織化の必要性を感じ取る契機になったにちがいない。この意味において、高鍋学校の実例は、明治10年代に地方で持ち上がった中学校教育の構想と、それを正格か否かのふるいにかけて文部省の中学校正格化とのせめぎあい⁴が、地方の教育にもたらした影響を検証する大きな課題性を有しているといえる。

以上の問題関心に基づき、本稿では、高鍋学校が中学校を名乗る背景にあったこの地方の教育要求のかたち⁵に追るとともに、あわせて中学校の名称を返上した後に高鍋学校がめざした教育とは何であったのかを考察する。高鍋一帯で持ち上がった中学校教育の

構想はどこまで近代中学校に接近したのか、また近代中学校になることを断念した高鍋中学校ではいかなる学校の再組織化が行われたのかを検証し、押し寄せる中学校正格化の波が高鍋一帯の教育にもたらしたものに迫ることにしたい。

1. 明治10年代の宮崎県域における中学校教育の動向と高鍋中学校

現在の宮崎県域は明治9年6月から明治16年1月にかけては第二次鹿児島県の一部であった。明治6年1月に第一次宮崎県に再編された旧高鍋藩城付き地である高鍋一帯もこの期間は鹿児島県であった。文部省年報によると、宮崎県域に中学校を名乗る学校がはじめて登場したのは明治11年であり、それから明治16年までのあいだに、飢肥中学校・日新中学校・都城中学校・高鍋中学校といった四つの中学校が誕生した。ここでは、高鍋中学校を含めた四つの中学校の動向を、中学校正格化への対応に注目しつつ明らかにしていきたい。

飢肥中学校は、明治11年に飢肥小学校内に開設された⁴。在籍生徒数は明治12年に9名、翌13年に14名であり、教員は飢肥小学校教員でもある矢野克己・長倉英士であった⁵。しかし、飢肥中学校の教育が実際に行われることはほとんどといってなかった。同校が開設されるとされる飢肥小学校は、表向きは明治16年9月まで存続を保っているものの、実際は同学校の維持費を捻出してきた飢肥商社の紛争によって、明治12年には閉校となったからである⁶。飢肥中学校は、実質的には存立する条件を全く持たない学校であったといえる。

日新中学校は、明治13年に高城町ほか4か村が連合して諸県郡大井村の高城小学校内に設立された。教員は溝上忠友ただ1名、生徒は31名であり⁷、その教育は読方・修身・歴史を主とするほか算術・物理・経済の教科を授けるというもので、小学校教員としての学力養成と各種専門学校などへの入学を目的とした⁸。しかし、同校の記録が文部省年報に掲載されたのはこの年限りで、次年度からは姿を消している。鹿児島から分離を果たした2ヶ月後の明治16年7月に宮崎県が行った町村立私立諸学校教則調査によると、日新中学校は学校名を公立日新学社としており、少なくともこのときまでに中学校の看板を降ろしたことがわかる⁹。そして、明治17年5月には町村民から維持費の賦課に耐えかねるといふ苦情が重なり廃校となった¹⁰。

都城中学校は、明治12年に都城小学校第一回卒業生が輩出されるのに対応して、この年に同小学校内に設置された。教員は同小学校教員である中村裳吉や高野安恒が兼ね、経費もまた同小学校費から捻出された。在籍した生徒の数は、明治12年18名、翌13年17名、翌々14年は不明だが、明治15年34名、翌16年39名、翌々17年31名であり、明治18年に廃校を迎えた¹¹。

同校では明治12年2月に教則が作成されている。これによると、同校の教育は修行年限3年、授業時間は1日5時間、学科課程は以下のものが採用されていたことがわかる

(括弧内は週時間数。)

第一年第一期三級

地理学 [6] … 輿地誌略
 史学 [6] … 国史略続国史略前編、泰西史鑑上編
 修身学 [2] … 修身論勸善訓蒙 物理学 [6] … 物理全志
 数学 [6] … 対数まで 文章学 [2] … 文章軌範
 作文 [2] … 牘読証券及び記事

第二年第二期 二級

史学 [6] … 続国史略後編、正統十八史略、泰西史鑑下編
 経済学 [4] … 泰西経済論 博物学 [6] … 具氏博物学
 数学 [6] … 代数 化学 [3] … 小学化学書化学訓蒙の類
 文章学 [3] … 前級に同じ 作文 [2] … 記事論説

第三年第三期 一級

史学 [6] … 日本外史、元明清史略
 生理学 [6] … 弗氏生理書 農商学 [2] … 泰西農学、商業論
 記簿法 [3] … 単記複記
 画学 [2] … 文部省刊行小学画学 図法階梯渾発用法等
 数学 [6] … 幾何 文章学 [3] … 前級に同じ
 作文 [2] … 前級に同じ¹²

このうち、数学は「洋算ヲ要スト雖ドモ生徒ノ志願ニヨリ和算ヲ授クル妨ケナシ」¹³とされ、簿記とともに「用書ヲ定メス且生徒学業ノ進否ニヨリテ其科目ヲ斟酌スルモ教師ノ適宜ニ任ス」¹⁴とされた。全体的な教育方法としては、「各科ノ用書ハ生徒ヲシテ輪講セシメ或イハ教師講述スルモノトス尤其要所ハ暗記セシムルヲ要ス」¹⁵であり、生徒による教科書の輪講などが主とされた。

以上見たように、飢肥中学校・日新中学校と2校は、中学校の正格化が問題となる以前に、学校の存続基盤を得ることができずに廃校した。これに対し、都城中学校はわずかではあるが中学校正格化が問題とされる時期にまで存続を保っている。そこで、次に都城中学校における中学校正格化の対応状況を見ることにしたい。

明治16年7月に宮崎県は町村立私立諸学校教則調査を行った。これにより、県内の諸学校には教則の提出が義務付けられたのであるが、都城中学校はこの指示を無視し、ようやく県の学務課に教則を届けたのは同年11月のことであった。しかもその教則は、教科用書籍器械表、教員履歴、教員役員職務心得などの七項目にわたって記載漏れがあり、これを作成したのも、本来作成しなければならない学校管理者ではなく北諸県郡長であるという、怠慢なものであった。学務課はこの七項目についての不備を指摘し、その記入を都城中学校学務委員に命じた。しかし、その後、同校から提出されることはなかつ

た¹⁶。そして、再三にわたる学務課の督促を都城中学校は無視しつづけ、明治18年に都城中学校は廃校となった。文部省年報には、「前年々報ニ開陳シタツカ如ク到底中学タルノ資力ニ乏キヲ以テ其名義ヲ改ムルノ議モ起リシト雖モ完全ナルヲ期スヘカラサルノミナラス為ニ小学校経費ニ減少ヲ来スカ如キコトアラハ却テ有害無益ノ拳タルヲ察シ本年八月断然之ヲ廃止シタリ」¹⁷とあり、中学校教則大綱に準じた教則改正を先延ばしするなかで、中学校の名称の返上を指示された都城中学校は、中学校であることを諦めると同時に各種学校として存続を保つという道も小学校費への圧迫を恐れ断念していったのである。

このように、都城中学校は飢肥及び日新中学校の2校に比べると、中学校の名称を保持したまま数年生きながらえたが、これは都城中学校が中学校正格化への対応を無視し続けた結果であり、学校自体の存続基盤を得ることができなかったという点では他の2校と同じであった。つまり、宮崎県域で中学校を名乗った学校は、中学校正格化にどう対応するかという問題以前に、学校としての経営基盤さえ持たない不安定な学校だったのである。

ここで、当時の鹿児島県の中学校正格化への対応状況に触れておきたい。明治16年4月に行われた鹿児島県巡視功報告において、鹿児島県立中学校の教育は「教則ハ明治十四年ノ制定ニ係リリ不充当ノ縣少シトセス然レトモ目下改正ヲ加ヘント欲シ文部省示ス所ノ中学校教則ノ大綱ニ基キ専ラ調査ニ従事スルカ故ニ今敢テ之ヲ論セス諸般ノ準備整頓セス教授法管理法亦不可ナリ」¹⁸と評された。このことが示すように、中学校正格化への対応という点でいえば、鹿児島県自体が大綱の基準を無視してきたというのが実情であった。

高鍋中学校は、明治12年6月に高鍋学校という名称で発足した。そして、明治15年6月に教則改正を行い、高鍋中学校を名乗った。明治15年6月といえば、すでに文部省による中学校教則大綱が示された後である。詳細は後述するが、高鍋学校は、この中学校教則大綱に準じて作成した教則を作成するという手順を踏んで、高鍋中学校への昇格を果たした。当時の鹿児島県が中学校教則大綱の基準を無視していたことからすると、高鍋中学校はある意味では鹿児島県内で唯一の正格中学校であったことになる。

2. 高鍋中学校の成立

(1) 高鍋学校の発足

藩政期を通じて高鍋一帯の教育及び文化の形成を担った藩校明倫堂（安永7 [1778]年設立）は、明治5年8月の「学制」によって一旦は廃絶となった後、第26番中学区第7番島田小学校に再編された。しかし、明治10年に西南戦争が起ると、高鍋一帯もこの戦渦に巻き込まれ、教育は停滞の時期を迎えた。こうしたなか、廃藩による藩の解体や西南戦争の混乱によって十分に学問修行に励むことができなかった旧藩士青年層の学

びの場として、明治11年8月に私塾晩翠学舎が開設された。その存在期間は、高鍋学校の漢籍部として吸収される明治18年4月までの約6年8ヶ月であったが、在籍した舎生の数は110余名に及んだ。高鍋学校（高鍋中学校）の生徒のなかには、この晩翠学舎にも籍を置きながら、学問修行に励んだ者が少なからず存在した¹⁹。

明治12年6月に高鍋学校は島田小学校に併設される形で開設された。運営形態は、児湯郡全体の賦課で運営される郡立学校であった。日向国の中央部に位置する児湯郡は、高鍋藩・佐土原藩・延岡藩の旧領が割拠した。そのうちわけは、児湯郡6町52か村中、4町13か村が旧高鍋藩領、2町39か村が旧佐土原藩及び旧延岡藩領であり、高鍋学校はこの児湯郡全体の賦課で維持するとされた²⁰。しかし、実質的な運営は旧藩主秋月種樹による寄付金6000円の利息に頼るところが大きかった。高鍋学校は、所在地及び運営の実態という点からして、旧高鍋藩の学校という性格を色濃く持っていたのである。

高鍋学校の教育は、師範学・変則中学・専門学の三学科から構成され、修業年限は師範学科が下等小学科並授業法6ヶ月と上等小学科並実地演習6ヶ月の計1年、変則中学科が3年、専門学科は「当分算術ノ一科ヲ置キ在学年期ヲ定メス如何トナレハ入学試験簡易ニシテ其力モ亦等差アルヲ以テナリ」²¹とされた。

次に掲げるのは、このときの変則中学科の学科課程である。

第一年前半期第六級／地学…日本地誌提要卷四迄、史学…国史掣要卷八迄、修身学…修身論全部、物理学…物理全志卷五迄、数学…平算、文章学…日本文典、作文…書牘証券類、習字…細字速写、英学…当分欠之、体操

第一年後半期第五級／地学…日本地誌提要卷五ヨリ尾迄、史学…国史掣要終迄、修身学…勸善訓蒙前編、物理学…物理全志終迄、数学…対数迄、博物学…具氏博物学、文章学…文章軌範、作文…記事論説等、習字…前級ニ同シ、英学…当分欠之、体操

第二年前半期第四級／地学…與地誌略卷五迄、史学…十八史略、修身学…勸善訓蒙後編、経済学…泰西経済新論、化学…新式化学、数学…代数、文章学…前級ニ同シ、作文…前級ニ同シ、英学…当分欠之、体操

第二年後半期第三級／地学…與地誌略終迄、史学…元明清史略、経済学…英氏経済論、化学…前級ニ同シ、地質学…大意、画学…図法階梯西画指南等、数学…代数、文章学…前級ニ同シ、作文…前級ニ同シ、英学…当分欠之、体操

第三年前半期第二級／史学…泰西史鑑、生理学…衛生新論、農学…斯氏農書、画学…前級ニ同シ、記簿学…単記、法律学…新律綱領改定律例、鉞山学…大意、数学…幾何、文章学…八大家文格、作文…前級ニ同シ、英学…当分欠之、体操

第三年後半期第一級／史学…万国新史、商法学…商業論、農学…前級ニ同シ、画学…前級ニ同シ、法律学…前級ニ同シ、数学…幾何、文章学…前級ニ同シ、作文…前級ニ同シ、英学…当分欠之、体操²²

漢学系統の教科では、在級中に終了すべき教科書の巻数まで細かく明記されているが、地質学や鉱山学といった専門学では「大意」と記されるに留まり、英学に関しては「当分欠之」、数学は教科書名が一つも掲げられていないことがわかる。

ところで、時期を同じくして存立した晩翠学舎は、史学・経学・文章学といった漢学修行を主とする場であったが、この三課に加え、地学・生理学・化学・経済学・記簿学・数学・修身学といった高鍋学校で扱うとされる学科をカリキュラムに取り入れようとした時期があった。しかし、結果として、これらの学科が晩翠学舎で採用されることはなく、前述の三課によってカリキュラムは編成された。晩翠学舎が漢学修行の場としての性格を明確にする一方で、地学等の学科や英学は高鍋学校の教育に委ねるとされたのである。

(2) 高鍋中学校への改正

高鍋学校から高鍋中学校への組織変更がはかられたのは明治15年6月のことである。高鍋村外4町村12ヶ村人民総代内田新六及び児湯郡各町村戸長は、以下に掲げる「児湯郡高鍋学校改革ノ儀ニ付伺」を県当局に差し出し、高鍋学校を中学校教則大綱に基づく高鍋中学校に改正したいと願い出た。

児湯郡高鍋学校改革ノ儀ニ付伺

该校設置之儀ハ明治十二年六月中児湯全郡各町村戸長総代上江村元戸長稲倉恒徳外三名ヨリ経伺得御裁可全郡之賦課ヲ以開校致来候所爾後地方税及町村税增多ニ付人民該校学資ノ支出ニ苦シムヲ以テ今般各町村協議ノ上右賦課ヲ廃止右区域内穂北村富田村妻町外一町三十七ヶ村ト分離シ旧高鍋村高鍋町上江村椎木村川原村高城村高城町石河内村平田村持田村川南村川北村都農町美々津町高松村日置村三納代村合四町十三ヶ村固有之学資積金六千余円ノ息銀及生徒授業料ノミヲ以保持致従前ノ小学師範学変則中学専門学上等小学ノ諸課ヲ廃シ更ニ公立中学校ト為シ中学校教則大綱ニ基キ教則編成別紙方法書之通改正施行仕度尤英語之儀ハ本縣甲第百九号御布達ニ照準候ヘハ全之ヲ欠キタルモ可然哉ト考且当地ヘ適切不仕候間此一科ノミ変則英学相用候心得ニ御座候此段奉伺候也

但資金処分方法之儀ハ家屋敷地并附属ノ書籍諸器械等一切元来旧高鍋村外四町十二ヶ村ノ共有品ナルヲ以テ此度ノ区域分離ニ付テモ只従来賦課ヲ廃止スルノミニテ別ニ穂北村外一町三十七ヶ村ニ引分スベキ資産無之候²³

ここから、新しく高鍋中学校として組織を改めるのに際し、高鍋学校が次のような変更を行ったことが読み取れる。第一に、従来の高鍋学校が児湯郡全郡の賦課で維持されたのに対し、高鍋中学校は旧高鍋村・高鍋町をはじめとする4町13ヶ村を運営基盤とし、運営費は固有資産6000円の利子と生徒の授業料で賄われる予定とされたこと。第二に、その教育は中学校教則大綱に準拠して作成した「別紙方法書」に即すものとされたこと。

第三に、英学に関しては「本縣甲第百九号御布達」に基づくことである。

まず、運営面における組織変更に触れると、これまで高鍋学校の運営に参加していた穂北村富田村妻町外1町37ヶ村が学資の賦課に耐え兼ね運営から手を引いた。先に触れたように、高鍋中学校は、所在地や運営実態という点から見て旧高鍋藩の学校であり、実際にここに通う生徒のほとんども旧高鍋藩士の子弟であった。穂北村富田村妻町外1町37ヶ村からすれば、重い賦課を背負ってまで、旧高鍋藩士の教育のために学校維持に与する必要性はない。旧佐土原藩及び旧延岡藩の町村が高鍋学校の運営から手を引いたのはこのためであるとする。

次に、教育内容の改正について述べたい。「別紙方法書」として添付された「学科学期課程」に基づき、毎週授業時間を示したのが【表1】である。高鍋中学校の修学年限は初等中学校3年と高等中学校2年の計5年とされ、「中学科毎週授業時間ノ一例」に比較すると、初等中学校の年限が1年、授業時間数で言えば全体で計44時間少なかったことがわかる。また、このときに採択された教科書一覧を示したものが【表2】である。

【表1】 毎週各課授業時間表 (明治15年6月作成改正)

通計	体操	図画	習字	本邦法令	記簿	経済	化学	物理	金石	植物	動物	生理	歴史	地理	三角法	幾何	代数	算術	英学	和漢文	修身	学科	
30		1	2										3	3				6	6	7	2	前期	初等 中学校
30		1	2								2		2	2				6	6	7	2	後期	
30		1	2					2		2	2		2	2			3		6	6	2	前期	第二 年
30		1	2					2		2			2	2		2	3		6	6	2	後期	
30		1				2	2					2	2	2		2	3		6	6	2	前期	第三 年
30		1			2	2	2					2	2		2	3		6	6	2	後期		
26		2			2			2	2						2				7	7	2	前期	高等 中学校
26		2					2	2	2						2				7	7	2	後期	
26		3		2			2	2											7	7	3	前期	第二 年
26		3		3			3												7	7	3	後期	
284		16	8	5	4	4	11	10	4	4	4	4	13	11	4	6	12	12	64	66	22	比較	各課 授業 数

他府県における採択状況と比較すると²⁴、(2)(5)(6)(7)(10)(16)(17)(21)(22)の番号をふった教科書は熊本や新潟など30前後の県において、また(10)も福岡や栃木など15の県において将来的に採択されていくことから考えて、これらは中学校で採択される一般的な教科書であったといえる。これに対し、(1)(13)(25)(29)(30)は新潟のみ及び新潟と1、2の県のみの採択、(23)は山口のみの採択、(8)(11)(12)(14)(15)(24)(27)(28)は本校のみの採択であった。なお、算術については、引き続き教科書名が一つも示されなかった。

最後に、英学に関する改正に触れたい。ここに登場した「本縣甲第九号御布達」とは、明治15年3月25日に文部省布達第二号によって示された中学校教則大綱第三条但書

【表2】 採択教科書一覧（明治15年6月改正）

学 科	教科書名	編者著者・刊行年・冊数など	番号
修 身	西洋品行論	中村正直／明治11年8月／8冊	(1)
	小学	内外篇2冊	(2)
和漢文	続近体名家文抄	土井光華／明治10年9月／5巻3冊	(3)
	初学文範	岡松甕谷／明治15年／3冊	(4)
	文章軌範	諏枋徳／不明／7巻8冊	(5)
英 学	綴次書	ウェブスター／不明／1冊	(6)
	第一、二、三読本	ウィルソン／不明／3冊	(7)
	中地理書	コロネル／不明／1冊	(8)
	万国史略	パーリー／1871年／1冊	(9)
	文典	ピネヲ／不明／1冊	(10)
	究理書	ノルトン／1873年／1冊	(11)
	羅馬史	セウエル／1875年／1冊	(12)
	生理書	カツトル／1875年／1冊	(13)
	希獵史	セウエル／1875年／1冊	(14)
	質地字	コロネル／1876年／1冊	(15)
地 理	日本地誌要略	大槻修二／明治8年10月／6巻6冊	(16)
	輿地史略	内田正雄・西村茂樹／明治3年～10年／11巻迄	(17)
	啓蒙地文学	山田堯夫／明治14年／2冊	(18)
歴 史	国史攬要	棚谷元善／明治9年11月／16巻8冊	(19)
	十八史略	曾先之／不明／7巻7冊	(21)
	元明清史略	石村貞一／明治10年9月／5巻5冊	(22)
	巴來万国史	牧山耕平／明治10年5月／上中下3冊	(23)
生 理	人身生理書	松山誠二／明治12年1月／上中下3冊	(24)
動 物	初学須知四巻	田中耕造／明治9年5月／巻ノ五、3冊	(25)
植 物	初学須知	田中耕造／明治9年5月／巻ノ四、2冊	(26)
物 理	学校用物理書	山田謙介／明治12年1月／3巻3冊	(27)
化 学	初学須知	田中耕造／明治9年5月／巻ノ八、1冊	(28)
経 済	初学経済論	牧山耕平／明治10年9月／3冊	(29)
記 簿	簿記学階梯	森下岩楠・森嶋修平／明治11年10月／2冊	(30)

改正（「但英語ハ之ヲ欠キ又ハ仏語若シクハ独語ヲ以テ換フルコトヲ得且唱歌ハ教授法ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ以下之ニ倣フ」）を伝えるものがある。宮崎県域では明治15年4月13日にこれが公布された。この第三条但書の理解について、四方一瀨は「これは外国語を欠いてよいことを意味するのではなく、仏語・独語・韓国語などに置きかえてよいと解すべきであろう」²⁴ という見解を示している。この四方の見解によれば、高鍋学校が中学校へと昇格するためには、「当分欠之」である英学の開設が必至であったはずである。ところが、「児湯郡高鍋学校改革ノ儀ニ付伺」は、那珂郡及び児湯郡の二郡の郡長を兼務する近藤千賀良による「高鍋学校改革ノ儀ニ付別紙之通伺出候ニ付篤ト取調候処事実相違無之候条至急御裁可相成候様致度此段副申候也」²⁵ というお墨付きを得、翌7月には「伺之趣認可候事」²⁶ として鹿児島県当局に認可されていく。高鍋中学校教則は実質的には大綱の基準を充たしていなかったが、鹿児島県の第三条但書に対する無理解に起因して、中学校としての適格性を示す教則と理解されたのである。つまり、高鍋学校は本来克服しなければならなかった課題をそのままにして、中学校への改正が許されたのであった。

3. 高鍋における中学校教育要求の特徴

高鍋学校から高鍋中学校への組織変更は、鹿児島県の中学校教則大綱に対する無理解に起因して実現したものであったが、このような中学校への改正は、高鍋一帯のいかなる中学校教育要求に基づくものであったのだろうか。このことを明らかにするために、まずは旧藩主秋月種樹が草した「高鍋中学校祝辞」という史料を手がかりにして、高鍋における中学校教育要求を読み取ることにしたい。

「高鍋中学校祝辞」は、高鍋中学校発足から約1年半後の明治17年1月、制度史的に言えば中学校通則の内容が高鍋に伝えられる直前の時期に、新年の開校を祝して秋月種樹が贈ったものであり、当日は教員の森によって代読された。開校式という厳粛な機会を通じて、旧藩主が高鍋中学校生に何を語ろうとしたのか、そしてそれはどのような期待に基づくものであったのか、この史料を通じて見えてくる。

高鍋中学校祝辞

余家事ニ鞅掌。本校開場ノ期ニ接スルコト能ハス。迢ニ祝辞ヲ通メ。当校教員森某実名ヲシテ朗読満場ニ洞達セシメンコトヲ要ス。勉メヨヤ生徒。今ノ学校ハ。昔ノ学校ト異リ。昔ノ学校ハ空理ヲ談ス。今ノ学校ハ。実用ヲ尊フ。昔ノ学校ハ道德ヲ主トス。今ノ学校ハ利用厚生ヲ講ス。今ノ世ニ居テ。昔ノ学校ニ墨守スルハ。一人ノ学問ニシテ。公同ノ学問ニ非ズ。或ハ一人ニ利アリ。而シテ天下ノ用ヲ為サス。故ニ云フ。初ノ学校ハ家ニ在リ。父母ノ家訓ヲ云。中ノ学校ハ学校ニ在リ。小中学校ヲ云。終リノ学校ハ世界ニ在リト。世界ノ形勢ヲ察シテ。学校ノ教訓ヲ為サスハ有ルヘカラス。我レ生徒ノ為ニ言フ。初ノ学校ハ。高鍋ニ在リ。中ノ学校ハ都会

ニ在リ。専ラ東京学校ヲ指ス。終ノ学校ハ政府ニ在リ。然レハ。生徒高鍋ノ学校ヲ視テ。東京学校ノ予備門トナシ。茲ニ学ヒ茲ニ勉メ。日夜乾々惰タラス。必都会ニ遊ヒ。法律経済ニ学ノ専門或ハ偏則ヲ極メ。政府ノ為ニ尽シテ。高鍋人民ノ光輝ヲ発セヨ。夫レ如斯ナレハ。此ノ学校ノ隆ナルコト知ルヘシ。此レ余ノ此開校ニ応テ。祝辞ヲ発シ。且以テ生徒ヲ奮励セイメント欲スルナリ。

明治十七年一月七日

従四位秋月種樹公²⁷

高鍋にいる間は「高鍋ノ学校」で学問に励み、その後は「必都会ニ遊ヒ。法律経済ニ学ノ専門或ハ偏則ヲ極メ。政府ノ為ニ尽シテ。高鍋人民ノ光輝ヲ発セヨ。」とあるように、高鍋中学校修行後の東京遊学を強く奨励していることがわかる。このことは、高鍋中学校の教育はこの場で生徒の完成をめざす完成教育ではなく、他所でのさらなる学問修行を前提とする予備教育という性格を持っていたことを示唆するものである。

高鍋中学校を予備教育の場と捉える認識は、生徒の側にも持たれていたことが、以下に掲げる田村化三郎「高鍋中学校ヲ振フノ策」を通じて見えてくる。この史料は、明治16年11月に当時高鍋中学校生の作文指導を監督した旧藩主秋月種樹が課した宿題作文に対する解答で、書いたのは高鍋中学校の校長も歴任した田村義勝の三男田村化三郎（当時、初等第二級生）である。

本校ハ高鍋人材ヲ輩出スルノ具ニシテ猶摺木ノ摺鉢ニ於ケルガ如シ此校ヲ卒業スルモノ未ダ全人トナス可ラズ之ヲ四方ニ散ジ各其学ヲ修メ而ル後真ニ人ト称ス可キナリ²⁸

高鍋学校を卒業しても「全人」とはいえず、「四方ニ散ジ」、さらなる学問修行に励む必要があるという認識が、生徒の側にも行き届いていることがわかる。

では、高鍋中学校出身者のその後の学習歴は、こうした旧藩主の期待に応えるものとなっていたのだろうか。以下、高鍋中学校出身者のその後の動向を検証しておきたい。

「鹿児島縣学事巡視功程」（明治16年3月調査、文部省年報十一号、）によると、当時の高鍋中学校には、初等中学科第六級16名、第五級5名、第四級13名、第三級10名の計44名が在籍した。このうち、年齢と姓名の両方を把握することができた初等第三級8名を見ると、水町熊太（慶応2年5月生）・陶山高明（慶応3年6月）・黒水長令（明治元年8月）・萱嶋太郎（明治元年10月生）・財津熊太郎（明治2年5月）・藤田直（明治2年10月）・田村化三郎（明治3年1月）・吉田瓢郎（明治3年8月、以上明治16年11月調）であり、そのほとんどが明治以降の生まれであることがわかる²⁹。

次に、年齢は不明であるが、このとき水町らと同様に最上級の第三級であった福崎元次という人物に注目して、高鍋中学校後の動向を追うことにしたい。以下に掲げるのは、福崎が明治25年6月に児湯郡役所の学事担当郡吏に任用される際に郡役所に提出した履歴書の一部である。

一 明治十二年八月下等小学科卒業

- 一 全年九月ヨリ全十五年七月迄高鍋学校上等小学科修業
- 一 全年八月ヨリ全十六年九月迄高鍋中学校初等中学科第三級迄修業
- 一 全年十月ヨリ全十七年二月迄東京神田成立学舎ニ於テ英語漢文数学等修業
- 一 全十八年一月ヨリ七月迄芝英学校ニ於テ英語学修業³⁰

これによると、福崎は高鍋学校が発足した明治12年9月にこの学校に入学し、高鍋中学校を名乗った時期にまたがって在籍した後、明治16年9月に初等中学科の第三級を修了させ、翌10月以降は東京の成立学舎において英語・漢文・数学などを修業したことがわかる。福崎の学習歴は、「高鍋ノ学校」で学問に励んだ後、「必都会ニ遊ヒ」という旧藩主の奨励に従ったものといえる。

高鍋学校開設当時からこの学校に在籍し、明治16年9月に第三級を終了させた福崎は、高鍋中学校生のなかでは先陣をきって東京遊学を果たした部類であったといえる。ところが、この時期の高鍋には、高鍋を離れ、東京の成立学舎で学問修行に励んだという学習歴を持つ人物が、福崎以前にすでに存在した。これは、東京在住の高鍋出身者からなる高鍋郷友会によって、明治12年ごろより千鳥舎と称される遊学生のための寄宿寮が本郷真砂町に設置されていたことに関係する。千鳥舎は、「在京高鍋学生の学資を可成少なくし全時に都人士の悪風習に感染せしめざる」³¹ ことを目的に設置され、ここに身を置く者には「此ヨリ四方へ通学シ、或ハ時ニ講義ヲナシ、互ニ情ヲ結ビ、義ヲ合シ、品行ヲ矯正スル」³² ことが期待された。福崎が千鳥舎にいた頃、ここには計9名の者が生活を共にしていた。

この9名のうち、1名は監督者である鈴木馬左也、ほか2名は明治15年5月に上京し、明治17年7月に東京専修学校法律経済科を終了させる河野寅次郎（文久元年生）という人物と、河野同様に東京専修学校で修行した内田孝忠（文久元年生）という人物である。残りの6名は、三好重彦（不明）・武藤廉（慶応2年5月生）・太田周次郎（不明）・一木桐四郎（慶応3年生）・本庄郁馬（不明）・西村亀太郎（慶応3年11月生）であり、彼らは福崎と同様に成立学舎に籍を置いていた。

以上のメンバーのなかで、高鍋中学校（高鍋学校）に在籍したことが判明するのは一木桐四郎ただ一人である。他方で、高鍋中学校在学中の生徒に比較するとやや年長である9名のうち、鈴木・三好・福崎を除いた6名は、いずれも晩翠学舎での学習歴の持ち主であった。つまり、高鍋中学校（高鍋学校）出身である福崎が東京遊学を果たすより先に、高鍋中学校（高鍋学校）出身者に比べるとやや年長である晩翠学舎出身者が東京遊学を果たし、千鳥舎に身を置いていたのである。

このように見ると、旧藩主が開校式の場で生徒に対して「必都会ニ遊ヒ」と奨励した背景には、高鍋郷友会による千鳥舎の設置という東京遊学の条件面の整備と、このルートを通じてすでに遊学を実現させた晩翠学舎出身者の存在があったことがわかる。高鍋中学校で学ぶ生徒に期待されたことは、高鍋学校が中学校を名乗る前から築かれてきた

東京へのルートを辿り、さらなる学習歴を積むことであったといえる。

4. 高鍋中学校における教育の実態

高鍋中学校の教育が他所でのさらなる学問修行を前提とする予備教育という性格を持っていたことは前述した。そのような性格を持つ高鍋中学校の教育実態を、田村化三郎「高鍋中学校ヲ振フノ策」（明治16年11月）という史料を通じて検討することが本節のねらいであるが、このことに先立ってまずは旧藩主秋月種樹による教育活動への関与状況に触れておきたい。

明治初年に大学大監に任じられた秋月種樹は、明治14年4月に家督を譲り、同年11月には高鍋に帰郷した。その後、「一日郷校吏来リ請フテ曰ク、公冠ヲ掛ケテ林壑ヲ楽シンデ絃誦未ダ衰ヘズ、請フ日々郷校ニ臨ミ、旧藩子弟ノ矜式タラバ則チ幸甚ニシテ敢テ名願フ所ニ非ザル也ト…（中略）…応ヘテ曰ク、諾ト。是ヨリ日々冊ヲ挟ンデ登校ス。余管スル所ノ舎ハ、中学初等第二級ナリ。生徒八人。」³³とあるように、高鍋中学校の幹事である武藤東四郎の請願に応じて、旧藩子弟の教育のために本校の教育活動に関与するようになった。その関わりは、生徒各人の進級証書を直筆で作成し、また作文指導にも直接添削を行うなど、多様なものであった。

「高鍋中学校ヲ振フノ策」は、このように秋月種樹の多様な関わりの中から作成された宿題作文の解答である。この史料の大きな特徴は、教育の受け手の側から見た高鍋中学校の教育の実情が明記されていることに加えて、その実情に対する生徒側のある種の不満も記されていることである。

高鍋中学校ヲ振フノ策

宿題 田村化三郎

我高鍋中学校將ニ衰微敗壞ニ至ラントス誰レカ之ガ為メニ慨然タラザランヤ今之ヲ挽回振興スルハ我郷ノ急務タリ然リ而シテ至急ニ之ヲ回起セントスレバ却テ之ヲ敗ルコトアリ而レトモ又手ヲ供シテ其亡滅ヲ座視スルニ忍ヒザルナリ予故ニ日斯校ヲ振興スルハ度量宏大ノ謀ニ出デザレバ却テ土崩瓦解手ヲ容ルル所ナキニ至ラン抑モ此校タルヤ教場静肅器械全備書籍倉庫ニ充溢シ破璃棚物理機械ヲ列ネ歩場ノ廣キ校ノ周圍ヲ回ラシ外ハ大濠ノ為メニ包マレ西ハ高山ヲ仰ギ東ハ市街ヲ遠ク実ニ学校ヲ設ク可キノ地ニシテ未ダ其不足ヲ訴ヘザルナリ然リト雖モ独リ教導師ニ至テハ然ラズ漢学ハ未ダ其人ニ乏シカラズト雖モ洋学算学ノ類ニ至テハ内ニ書籍ヲ累スト雖モ手ニ持シ首ヲ低シテ云々ス嗚呼悲シム可キノ至リナラズヤ今來泰西各国ニ分業ノ法行ハレ職工大ニ進ム分業トハ何ノ謂ゾヤ業ヲ各人ニ分課スルナリ蓋シ絶エズ機械ヲ活用スルノ益アルナリ本校ノ書籍器械活用スルモノ殆ンド三分ノ一ニ過ギズ校ノ衰微モ亦宜ナラズヤ然ラバ則書籍器械ヲ活用スルハ斯校ヲ振興スルノ基タルヤ明ナリ書籍和漢洋ヲ兼ヌレバ生徒ニ授クル所モ亦和漢洋ニ涉ルヲ得教課和漢洋ヲ雜ユレバ教導師モ亦和漢和ヲ具セザル可ラズ而ルヲ本校唯漢ニ博ウシテ洋和ニ乏シキ校ノ衰

微ヲ招ク所ナレバ洋学師和学師算学師等盡ク之ヲ聘セザル可ラズ然リ而シテ資金ナキヲ如何センヤ於是乎予ニ策アリ大ニ規則ヲ改革シ専門ノ課トナシ漢学ナリ洋学ナリ和学ナリ算学ナリ其益アルヲ取テ他ノ学ハ盡ク廃棄スルヨリ善ナルハ無カル可シ然ルトキハ他ノ書籍ハ皆無用ニ属ス可シ無用ノ書籍ハ尽ク之ヲ売却シ無用ノ教員ハ皆之ヲ罷メ以テ資本ヲ固セバ外使用セザルノ間師問書ナカル可シ内ハ資本充多磐石ノ如ク又顛化ノ患ヲ見ザル可シ況ンヤ

専門学ハ藝術熟達其深奥ヲ極ムルノ益アルヲヤ且夫レ人ノ貧富ハ不同ナリ富人ハ固ヨリ言ヲ俟タズト雖モ学資ニ乏シキ者稍長ズルニ及ンデハ家計ヲ謀ラザル可ラズ農耕ニ帰セザル可ラザルアリ商法ヲ習ハサル可ラズ何ノ暇アツテカ學術ヲ修メンヤ此時ニ当リテ未熟ノ数課ト熟達ノ一業ト□□ゾヤ請フ智者ノ議ヲ聞カン之ヲ商估ニ譬フ酒煙草醬油ノ三商ヲ兼スルモノアリ釀酒刻草製醬等ノ器械皆備具スト雖トモ絶エテ其製法ニ熟スル者無ク唯酒造奴一アルノミ且ツ資金三商ヲ修ムルニ適セザルナリ家道之レガ為メニ日一日ヨリ衰頹ノ状ヲ顯ハシ妻子將ニ凍餓セントスルノ勢アリ是時ニ当テ之ヲ挽回スルノ策如何若良売ヲシテ之ニ処セシメバ刻草製醬ノ器具皆之ヲ売却シ以テ資本ニ充テテカヲ酒商ニ專ニスルヤ必セリ以テ証ス可キナリ或人曰ク此校ヲ振興スルハ生徒ノ月謝ヲ騰貴スルニ如カズト夫レ校ハ生徒ニ成ル生徒ナキハ校トナス可ラズ而シテ此説ニヨレバ生徒ノ入校スルモノ無カルベシ夫レ人業ヲ師ニ受クルヲ好ムモ豈ニ月謝ノ騰貴ヲ望マンヤ而ルヲ況ンヤ我郷ノ貧窮他國ノ比ニアラズ加之会々事ノ益アルヲ見ルモ納ルルニ急ニシテ出スニ緩ナル性アルヲヤ必ズ生徒相繼イデ退校ヲ欲シ校ノ衰微前日ノ比ニアラザルニ至ルヤ推知ス可キナリ予ガ説ヲ聞クモノ或ハ曰ン夫レ此校ハ書籍器械ノ全備スルヲ以テ大ニ益アリ若シ之ヲ売却セバ無源ノ水流ノ如ク無根ノ花卉ノ如ク何ゾ滅ビザラント嗚呼真ニ然リ予豈ニ累々タル此書籍ヲ散滅スルヲ望マンヤ然レドモ之ヨリ甚シキモノアリ寧ロ書籍ヲ散失スルモ座シテ此校ノ亡ルヲ見ルニ忍ビザルナリ何ンゾヤ甚大ヲ忍ンデ小ヲ忍ブ能ハザルノ甚シキヤ譬ヘバ数万ノ壞厦モ安ンジ之ヲ改メヲ數十ノ美屋トナスヲ欲セザルガ如シ天変或ハ兵乱ノ拳アルニアラザレバ必竟美屋ニ変ズルコトナカル可シ誰レカ之ヲ笑ハザルモノアランヤ抑モ本校ハ高鍋人才ヲ輩出スルノ具ニシテ猶摺木ノ摺鉢ニ於ケルガ如シ此校ヲ卒業スルモノ未ダ全人トナス可ラズ之ヲ四方ニ散ジ各其学ヲ修メ而ル後真ニ人ト称ス可キナリ摺木モ亦鉢中ノ胡麻ヲ摺リ而ル後之ヲ諸物ニ施シテ始メテ美味ヲ奏ス可キナリ今予ガ此策タル鉢中ノ胡麻其摺木ノ破壊ヲ賛論スルモノニシテ一モ取ルニ足ラザルナリ然リト雖モ予ノ此校ノ為メニ未ダ聞見セザル所ヲ見聞スルモノ蓋シ少シトセズ故ニ□議ノ罪死ニ容レズト雖トモ聊カ鴻恩万分ノ一ニ報ズルアラントス知ラズ其効言フ所ノ者ト毫厘ノ差無キヤ否ヤ³⁴

この作文は、まず高鍋中学校の教育の問題点について述べ、続いてその改善策とそれを遂行する上で必要となる資金確保の方法について述べるという構成になっている。

教育の問題点を述べた箇所について見ると、高鍋中学校は教育環境の側面においては、教場は静粛で、書庫は書籍に満ち溢れ、教具も完備されるなど申し分のないものであったが、それらを用いて指導にあたる教員の資質には大きな問題を抱えているという指摘がなされていることがわかる。たしかに、高鍋中学校教員となった田村義勝、綾部約蔵、内田又次郎、岩村真鉄、河辺貞、川崎良哉、森宣著らの学習歴（【表3】参照）を見ると、このうち本格的に算術修行や英学修行を経験したといえるのは河辺と川崎を兩名のみであり、しかもこの兩名はごく短期間在任したにすぎなかった。残りの教員の学習歴は漢学に偏重し、算学その他を教える素養を持ち合わせていなかった。そのため漢学以

【表3】 教員略歴一覧

姓 名	略 歴
田村義勝	天保10年生まれ。弘化4年より明倫堂に入り支那学修業。文久3年助教になる。慶応2年より江戸遊学、安井息軒に就き約2年間漢学修業。明治元年秋月種樹に従い上京。病気のため、帰郷し、明治6年11月、島田小学校準三等訓導に任命、同8年準二等訓導に昇格。同9年6月学区取締兼務となる。同11年8月晩翠学舎創設。同11年9月、学区取締依願免職。同12年8月高鍋学校長拜命、同年12月校長依願免職、高鍋学校在勤準一等訓導任命。同16年10月高鍋中学校二等助教諭。
内田又二郎	安政2年生まれ。慶応二年から明治三年まで藩校明倫堂に入り漢学修行。同年7月、東京遊学、仏人のモイ・バンドルとポーノに就き仏語並びに数学を修行。翌四年廃藩のため帰郷。同7年9月宮崎学校師範学科入学、翌8年5月試験を受け三等証を授かる。同7月同校代授、傍ら数学修行。同12月再試験を経て二等証を授かる。翌9年6月から同11月宮崎学校在勤訓導三等補任命。同11年島田小学校在勤、同12年9月高鍋学校在勤。
綾部約蔵	文化3年生まれ。文政9年より明倫堂に入り、約11年漢学修業。天保7年江戸遊学、奥州二本松藩士安積祐助の塾に入り約3年漢学修業。明治2年10月高鍋藩記録編集総裁、学校寄宿舎長兼務。同3年7月准助教となる。同4年少属、同6年高鍋小学校四等教授、島田小学準五等訓導。67歳、8ヶ月
岩村真鉄	安政6年生まれ。明治3年明倫堂に入り漢学修業。同4年より皇典修学。同6年高鍋上江小学校に入り普通科修学。同7年9月宮崎学校設立生徒募集に応じ、中学予科生に編入。同8年4月下等科卒業、同12月上等科卒業、宮崎県学務課雇となり学事御用として県内巡回を命じられる。同9年1月宮崎学校中学生に編入、県庁の都合により同級生皆小学師範科に編入、同年9月同科卒業。同年10月島田小学校在勤二等訓導補任命。同12年6月訓導辞す。同16年10月高鍋中学校三等準教諭に任じられる。
河辺貞	安政3年生まれ。元治元年より明治4年まで延岡藩校廣業館に入り漢学修行。同5年より同8年まで延岡社学に入り漢学・英学・数学の三科修業、数学助教や英学代授となる。同年3月より中津市学校に入り英学修業、同校分校の教員となる。同11年1月より同9月まで延岡亮天社助教。同年12月慶應義塾入学、同13年4月卒業。同年5月千葉師範学校在勤、9月依願免職。同14年1月より同10月まで亮天社教員。同11月高鍋学校教員となる。
川崎良哉	嘉永2年生まれ。明治元年より明倫堂に入り漢学修業。同5年、寄宿生となり皇学修業を命じられるが、寄宿寮が廃止となる。明治6年、高鍋小学校が沼津兵学校附属小学校教則を用いる際に再入学。二級まで進級後に数学を学ぶ。同7年宮崎学校に入り小学科修業。明治9年2月師範学校第二等証を得る。同年4月より東京遊学、学農社に入り、約3年間、農学・数学・簿記学を学ぶ。

外の授業は、首をうなだれ、教科書をボソボソ拾い読みするというものとなっていたのである。宿題作文を課した秋月種樹もまた当時の高鍋中学校の教育状況についての言を残しているが、それは「学科有四。曰史学。曰修身。曰文学。曰作文。」³⁵ という数学や化学は学科としてもとより成立していなかったことを示唆するものであった。

このような水準にある高鍋中学校の教育は、中学校教則大綱の基準はもとより田村ら生徒の要求も満たすものでなかった。その改善策として述べたのが、「洋学師」「和学師」「算学師」を招聘してこれらの学科を充実させるということであった。しかし、高鍋中学校にはそれを行うだけの経済的条件が備わっていなかった。「別紙方法書」に記載された「経費収入及支出概額」によると、同校の一カ年収入金額は生徒授業料60円と積金利子850円)の計910円で、支出は教員給料432円、役員給料96円、舎監宿直料24円、番人給料24円、書籍器械費120円、修繕費20円、諸雑費25円、予備費169円というものであり、新たに教員を雇用する余裕はなかったことがわかる。それを補う方法として、月謝の額の引き上げは一つの手立てであったが、田村の認識によれば、他国に比べ貧窮である高鍋のこと、これを契機に生徒の退校が相次ぎ、かえって衰微が増すことが見込まれた。そこで、田村が示した資金確保の方法は、学科課程を漢学・洋学・和学・算学に集中させ、これらを除く諸科はすべて廃棄し、それに伴い無用となった書籍や教員を罷免することで資金を確保するという大胆なものであった。

このように大胆な提言がなされたのは、「座シテ此校ノ亡ルヲ見ルニ忍ビザルナリ何ソヤ甚大ヲ忍ンデ小ヲ忍ブ能ハザルノ甚シキヤ」と述べられるように、それだけ高鍋中学校の行く末が生徒の側にも危惧されるものであったからにほかならない。しかし、この作文が綴られてから2ヶ月後の明治17年1月には中学校通則が制定され、高鍋中学校は一転存続の危機に立たされることになった。

5. 高鍋中学校から高鍋学校へ

(1) 明治17年6月の教則改正

明治17年1月に中学校通則が制定されると、高鍋中学校は中学校の名称返上を余儀なくされた。ここでは、中学校の名称を降ろした後に、高鍋学校はいかなる教育機能を持つ学校として存続を保とうとしたのかを見ることにしたい。

明治17年6月14日、児湯郡南高鍋村高鍋町北高鍋村蚊口浦村上江村ノ一部学務委員森長祥ほか14名は、以下に掲げる「児湯郡高鍋中学校改革伺」を差し出し、再び高鍋学校と改称することを願い出た。

児湯郡高鍋中学校改革伺

従前之高鍋学校ヲ廢シ更ニ公立高鍋中学校設立伺明治十五年七月廿日鹿児島縣ニ於テ認可セラレ爾來開業致来候処資本金寡少永久維持ノ見込難相立候間爰ニ復高鍋学校ト改称シ別紙教則并方法書之通施行仕度関係町村人民協議相整候間御認可相成度

此段相伺候也³⁶

この願いへの指令をめぐって、当時県学務課員であった川崎良哉は「高鍋中学校改革伺ニ付指令伺」（6月28日作成）を通じて、自身の見解を長官に表明している。川崎は高鍋出身、一時は高鍋中学校教員を勤めた経歴の持ち主である。

中学校通則ニ拠リ完全ノ中学校ヲ維持スルハ現時ノ情勢数町村ノ協議費ニテハ堪ヘ得ヘキモ□□非サレハ実ニ止ヲ得サル次第ニ有之全中学校ノ名称ヲ改メ某学校トシ高等ナル普通学科ヲ斟酌シ之ヲ教授セハ中年学生ヲシテ方向ヲ誤ラシムルノ恐モ無之其結果ニ於テ従来ノ中学科ヲ教授スルト格別ノ差等ナク或イハ却テ名実其当ヲ得ル様被認候就テハ伺通御認可相成可然哉相伺候也³⁷

川崎の意見は、高鍋一帯で中学校通則に準じた中学校を維持することは現実的に不可能なので、中学校という看板を降ろし、高等普通学科を教授する高鍋学校として存続させれば、「中年学生」の方向を誤らせる恐れはないというように、中学校としての維持を諦めつつ、学校自体の存続についてはその必要性を訴えるものとなっている。結果として、同月30日には改正が認められ、独自の教則に基づく高鍋学校としての再出発が許可された。

再出発に際し、高鍋学校はその設置目的を「本校ハ小学中等科卒業ノ者及ヒ之ニ均シキ学力アル者ニ高尚ナル普通学科ヲ斟酌シ修身和漢文算術歴史地理物理習字ヲ主眼トシ兼テ化学経済本邦法令簿記体操等ノ大略ヲ授クル所ニシテ中人以上之業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ル学力ヲ得セシムル」³⁸と改め、学課課程は【表4】に示すものを用意した。修学年限は4年制となり、毎週授業時数は284から206への縮小、英学をはじめとする動物・植物・金石・三角法などの教科が姿を消した。このように、高鍋学校は中学校の看板を降ろすことにより学校自体の存続を保ったが、その学課課程は引き続き生徒の要望の高い英語教育を欠いたものとなっていた。

(2) 明治19年4月の教則改正

明治17年6月に中学校の看板を降ろした高鍋学校は、それから2年後の明治19年4月に再び教則改正を行った。この時の改正の特徴は、その設置目的を「本校ハ小学高等科卒業ノ者若クハ之ニ均シキ学力アル者ニ修身英語漢文数学体操ノ五科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ル学力ヲ得セシムルヲ目的トス」³⁹と改めたことに見るように、教育内容のなかに英語教育を盛り込んだことである。入所規定として「小学高等科卒業ノ者」を掲げたのは、高鍋学校の入学者が基本的に高鍋高等小学校卒業生であることを想定したのであろう。

次に、この時に定められた学科課程及び採択された教科書を見ることにしたい（【表5】【表6】参照）。授業時間数を見ると、修身24、英語147（読方72、作文27、会話18、習字6）、数学54（算術18、代数24、幾何12）、漢文96（読方72、作文24）、体操36であり、

計357時間中、英語の授業時数は全体の約4割に相当する147時間が割り当てられていることがわかる。高鍋学校は英語教育を専らとする学校に大きく性格を変更させたのであった。

英語教育のはじまりは、高鍋学校生にとって大きな意味を持つものであった。明治19年に入学した河野貞敏という人物は、「古公香逸時」という回想記事のなかで、このときの模様を以下のように述べている。

明治十九年の四月から、多分古香公（秋月種樹＝引用者注）の思召によつてであろう、少し組織を替へ、英語を重な学科として授ける様になり、校長には京都同志社卒業の藤田愛治と云ふ熱男子が来て、もっぱら英語を教へた、此時公は閑散で居られた為、清観公以来の主義が自然に発現したのであらうか、或は別に大に期せらるゝ所があつたのか、親から教鞭を取つて、一六、七歳より、二十二、三歳に至る子弟に、修身、漢文、作文等を授けられたその時は新に英語を加へ、組織を変更した時であったから、三年級の卒業間ぎはの者も、希望により最下級に編入せられたので、余等の如き、十六歳の者もあれば二十三歳の人も同級で、学力の差が実に甚しいものであった⁴⁰。

【表4】 毎週各課授業時間表（明治17年4月作成）

体 操	科 副						科 主								学 科		
	図 画	生 理	本 邦 法 令	記 簿	経 済	化 学	習 字	地 理	物 理	歴 史	幾 何	代 数	算 術	和 漢 文			修 身
	1						2	5		6			6	5	3	前期	第 一 年
	1						2	5		6			6	5	3	後期	
	1						1	4	3	6		2	3	5	3	前期	第 二 年
	1						2	2	3	6	3	3		5	3	後期	
	1	2			2			2	3	5	2	3		5	3	前期	第 三 年
	1	1		1	2	3			3	4	2	3		5	3	後期	
	1		2	2		2			3	5	2	3		5	3	前期	第 四 年
	1		3			3			4	6	3			5	3	後期	
	8	3	5	3	4	8	6	18	14	36	12	14	15	40	24	比較	各課 授業 数

ここから、英語教育の導入は同志社出身の藤原愛治を校長に招聘することによって実現したこと、その英語教育を受講するために、生徒のなかには、卒業間際であるにもかかわらず、最下級への編入を希望する者がいたことが、回想記事のなかで述べられていることがわかる。

また、明治19年5月の開業式において、生徒代表として「高鍋学校開業祝詞」を読み上げた和田貞も、その祝辞のなかで、高鍋学校における英語教育の導入について、以下のように言及している。

我校ヲシテ洋学其課ニ置カシムルノ設起ルヤ已ニ数年ノ前ニアリ今此課ヲ此校ニ行フ一朝一夕ノ造為ニ非ル也嗚呼基業ヲ開ク其レ難イ哉維新以還外国ト交通スルニ当テヤーツノ洋学者ナクンハ言通セス意弁セズ猶牛馬ニ応接スルト一般ニシテ今日ノ如ク互ニ交通スルヲ得ザル也今其レ欧米諸国ト我国トノ開否ノ差其レ果シテ如何ンゾヤ若シ我ヲシテ文明開化ノ上地位ニ在ラシメハ何ゾ外国ノ語ヲ学ビ智ヲ彼ニ取ラ

【表5】 毎週各課授業時表（明治19年4月改正）

体 操	漢文		数 学	英語				修 身	学 科	
	作文	読方		習字	会話	作文	読方		一 学 期	二 学 期
3	2	6	6	2			6	2	一 学 期	第 一 年
3	2	6	6	2			6	2	二 学 期	
3	2	6	6	2			6	2	三 学 期	
3	2	6	6		2	3	6	2	一 学 期	第 二 年
3	2	6	6		2	3	6	2	二 学 期	
3	2	6	6		2	3	6	2	三 学 期	
3	2	6	6		2	3	6	2	一 学 期	第 三 年
3	2	6	6		2	3	6	2	二 学 期	
3	2	6	6		2	3	6	2	三 学 期	
3	2	6			2	3	6	2	一 学 期	第 四 年
3	2	6			2	3	6	2	二 学 期	
3	2	6			2	3	6	2	三 学 期	
36	24	72	54	6	18	27	72	24	比 較	各 課 授 業 数

ンヤ寧口我国ノ語ヲ学バシメ智ヲ彼ニ取ラシメン然リト雖トモ此ノ如クナラズ智ヲ彼ニ取り益ヲ彼ニ得テ以テ開花ニ導カズンバ終ニ開花ノ地位ニ進ムヤ黄河ノ清ムヲ待ツガ如シ明治以来政府已ニ外交ヲ許ス全ク智ヲ彼ニ取り益ヲ彼ニ得ルニ在リ故ニ洋学一日モナカル可ラズ是レ我国洋学ノ盛大流行スル所以ナリ是レ我校洋学師ヲ聘スル所以ナリ⁴¹

英語教育の導入が高鍋学校においては積年の課題であったことに触れつつ、このことが実現したことの意義を、祝辞のなかで述べていることがわかる。

【表6】 採択教科書一覧（明治19年4月改正）

学 科	教科書名	編者著者・刊行年・冊数など
修 身	大学	1冊
	先哲叢談	原善編／8冊
	西洋立志編	マイルス／1冊
	西洋品行論	マイルス／1冊
英 学	読本	ウィルソン著／3冊（第1・第2・第3） モツゴッファー著／1冊（第4）
	万国地理	ギヨー編述／1冊
	万国史	スウネントン編纂／1冊
	米国史	ベラルド編纂／1冊
	英国史	アンダーソン編纂／1冊
	動物原論	アガシー著／1冊
	草木生育論	クレー著／1冊
	人身究理及び衛生学	ダルソン著／1冊
	化学	スチール著／1冊
	物理新編	ガノー著／1冊
	経済初歩	フラーセット著／1冊
	文法初歩	スウネントン著／1冊
	文法全誌	スウネントン著／1冊
	作文	カッケンボス編／1冊
	数 学	算術
代数		デビス著／1冊 ロビンソン著／1冊
和漢文	日本政記	頼襄編／8冊
	正文章軌範	諏枋徳編／3冊
	孟子	4冊
	史記	司馬遷編／25冊
	春秋左氏伝	左丘明編／15冊
	唐宋八大家読本	沈徳潜／16冊

まとめ

明治10年代の宮崎県域で中学校を名乗った学校は、基本的に中学校正格化にどう対応するかという問題以前に、学校としての経営基盤さえ持たない不安定な学校であった。そのなかで、明治15年6月に中学校教則大綱に準じた教則改正を行い、中学校を名乗った高鍋中学校は、ある意味では鹿児島県内で唯一の正格中学校であり、学校自体の維持という点では固有の経営基盤を持つ安定した学校であった。もっとも、高鍋中学校教則は実質的には大綱の基準を充たすものでなく、鹿児島県の第三条但書に対する無理解に起因して、中学校としての適格性を示す教則と理解されたのであった。

高鍋中学校の教育は、高鍋に在る間は「高鍋ノ学校」で学問に励み、その後は「必都会ニ遊ヒ。法律経済ニ学ノ専門或ハ偏則ヲ極メ。政府ノ為ニ尽シテ。高鍋人民ノ光輝ヲ発セヨ。」という奨励が藩主によってなされたように、東京等の他所での学問修行を前提とする予備教育という性格を持っていた。そして、その背景には、高鍋郷友会による千鳥舎の設置という東京遊学の条件面の整備と、このルートを通じてすでに遊学を実現させた晩翠学舎出身者の存在があった。高鍋中学校がめざした教育は、高鍋学校が中学校を名乗る前から築いてきた東京へのルートを辿り、さらなる学問修行に励む人材を送り出すことであった。しかし、教育水準という点でいえば、高鍋中学校の教育は、漢学以外の教科は教科書をボソボソ拾い読みするという程度にあり、中学校教則大綱の基準はいうまでもなく、中学校生徒の要求を十分に満たすものにもなっていなかった。

中学校通則が制定され、中学校の名称の返上が求められると、高鍋中学校は中学校という看板を降ろし、高等普通学科を教授する高鍋学校として存続する途を選択した。中学校として存立することは叶わないにしても、「中年学生」の教育機関として、高鍋学校は絶対に必要とされたのである。そして、明治19年4月に教則改正を行い、高鍋学校は英語を専らとする学校に大きく性格を変更させた。英語教育の導入は高鍋一帯における積年の課題であり、高鍋学校生にとっても大きな意味を持つものであった。この英語教育を受講するために、生徒のなかには、卒業間際であるにもかかわらず、最下級への編入を希望する者もいたほどであった。

以上見たように、高鍋学校が中学校を名乗った背景には、東京等の他所での学問修業を前提として、この地方で実施できる高等普通教育を可能なかぎり授けたいという固有の教育要求があった。そして、文部省の画一的な中学校正格化と相対し、近代中学校への転換を断念させられた後に、高鍋学校はカリキュラムを大幅に改定し、この地方の積年の課題であった英語教育の導入を実現させたのであった。旧藩校の存続を模索する過程において、高鍋学校の教育は専門学を学ぶ際に必要な英語を専らとするそれへと性格を改めたのである。押し寄せる中学校正格化の波が高鍋一帯の教育にもたらしたものは、このような旧藩校の変容であった。

〔注〕

1. 高鍋学校は明治28年2月に高鍋学校卒業生を宮崎尋常中学校五年生に無試験で編入できるよう県知事に上申し、また明治30年7月には高鍋学校を地方費支弁あるいは地方費補助の宮崎尋常中学校分校にしてほしいと願い出た（『宮崎県史 通史編 近・現代1』p927～928、『高鍋町史』p867～869）。宮崎尋常中学校への接続や尋常中学校分校への昇格を請うこれらの願いは、結果として県に聞き届けられることはなかったが、宮崎尋常中学校を軸とする正系の学校体系が宮崎県で整備されていく明治20年代後半以降に、高鍋学校はいうなれば傍系の中等教育機関として、この地方の中学校教育要求の受け皿の役割を果たそうとしていたことがわかる。
2. 神辺靖光「藩学から明治の中学校への連続性に関する考察」『国士舘大学文学部人文学会紀要』第18号、1986年。
3. 新谷恭明『尋常中学校の成立』1997年、九州大学出版会。
4. 『文部省第七年報』。
5. 『文部省第七年報』、『文部省第八年報』。
6. 『日南市文化財調査資料集第32集 学舎永観』1999年、p34～35。『日南市史』1978年、p544。『近世飢肥史稿』1979年、p174～175。
7. 『文部省第八年報』。
8. 『宮崎県史 通史編 近・現代1』p363。
9. 宮崎県立文書センター所蔵歴史文書『各種学校私立小学校及教育会』自明治十六年至明治廿七年。
10. 同上。
11. 『文部省第七年報』、『文部省第八年報』、『文部省第十年報』、『文部省第十一年報』、『文部省第十二年報』。
12. 『文部省日誌』明治12年第5号。
13. 同上。
14. 同上。
15. 同上。
16. 前掲『各種学校私立小学校及教育会』。
17. 「宮崎県年報」『文部省第十三年報』。
18. 「鹿児島県巡視巧程」『文部省第十一年報』。
19. 晩翠学舎の教育や在籍した舎生に関する記述は、拙稿「晩翠学舎の研究」（『石井十次資料館紀要』8号、2007年）参照。
20. 前掲『各種学校私立小学校及教育会』。
21. 『文部省日誌』明治12年第20号。
22. 同上。
23. 前掲『各種学校私立小学校及教育会』。
24. 四方一瀨『中学校教則大綱の基礎的研究』（梓出版社、2004、p58～p59）。
25. 前掲『各種学校私立小学校及教育会』。
26. 同上。
27. 町立高鍋図書館所蔵「高鍋中学校祝辞」明治17年1月。
28. 町立高鍋図書館所蔵「高鍋中学校 試業作文 詩文集卷一」所収、田村化三郎「高鍋中学校ヲ振フノ策」明治16年11月。
29. 高鍋中学校生8名の生まれ月は、「高鍋中学校 試業作文 詩文集卷一」にある「水町熊太 十八年六ヶ月」という記述から逆算して求めた。
30. 町立高鍋図書館所蔵、「福崎元次履歴書」（写）

31. 『高鍋郷友会報告』第27号、明治29年8月、p27～p30。
32. 町立高鍋図書館所蔵「千鳥舎ノ記」。明治18年5月。
33. 町立高鍋図書館所蔵「高鍋中学校 試業作文 詩文集卷一」所収、秋月種樹「試業作文序」明治16年11月。
34. 前掲「高鍋中学校ヲ振フノ策」。
35. 『高鍋郷友会報告』第37号、明治31年6月、p37。
36. 前掲『各種学校私立学校及び小学校』。
37. 前掲『各種学校私立学校及び小学校』。
38. 前掲『各種学校私立学校及び小学校』。
39. 前掲『各種学校私立学校及び小学校』。
40. 『日州教育会雑誌93号』1908年、p13
41. 町立高鍋図書館所蔵、和木貞「高鍋学校開業祝詞」明治19年5月17日。